水戸市遠隔手話サービス利用規約

水戸市遠隔手話サービスは，下記の条件で実施するものとし，サービスを利用する者は，利用条件に同意したものとします。

1. サービスの提供
2. サービスの提供日及び提供時間

平日（土・日・祝祭日・年末年始を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします。

1. 手話通訳者

サービスは，水戸市が直接実施するものとし，手話通訳は，水戸市の設置手話通訳者が対応します。

1. サービスの内容等
2. サービスの内容

このサービスは，耳の聞こえない人とビデオ通話機能を利用して，手話通訳者との通話を提供するものです。

1. サービスの提供条件

次に掲げるようなサービスは，提供できないものとします。

1. 商用もしくはそれに類する目的のもの
2. おおむね 15 分を超えるものや多頻度の利用のもの
3. 公序良俗に反する内容や違法性が高い内容と水戸市が判断したものこれらの状況が続く場合には，利用登録の取消をする場合があります。
4. サービスの利用対象者

サービスの利用できる者は，水戸市内に居住し，耳が聞こえないことにより音声による電話の通話ができない者とします。

1. サービスの利用登録

サービスを利用しようとする者は，前もって利用登録をしなければなりません。

1. サービスの利用料

サービスの利用料は無料とします。ただし，利用者のサービス利用に必要なタブレット・スマートフォン等の通信料は，利用者負担となります。

1. サービスに利用するソフトウェア

サービスに利用するソフトウェアは，無料で使用することができるLINEを利用登録するものとし，利用者は自分でそれらが使用できる環境を整えるものとします。

1. その他

このサービスは，モバイル通信（いわゆる４Ｇ・ＬＴＥ通信）等を利用するため通信状況によってはサービスの提供ができない場合があります。また，設置手話通訳者が外出中や直接来課された方の応対等によりサービスの提供ができない場合があります。その他，自然災害等何らかの事情によりサービスが提供されない場合でも一切の責任は負いません。